

ISAP 2016 実行委員会における ISAP 2016 Best Paper Award の選奨規程

ISAP 2016 実行委員会

平成 27 年 10 月 13 日制定

ISAP 2016 実行委員会における「ISAP 2016 Best Paper Award」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会会定款第 6 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は「ISAP 2016 Best Paper Award」と称する。
- (3) ISAP 2016 Best Paper Award を選定するため、ISAP 2016 Best Paper Award 選奨委員会を設置する。
- (4) 委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名とする。
- (5) ISAP 2016 Best Paper Award の授賞候補者は、ISAP 2016 において論文を発表した著者とし、表彰は 5 件程度とする。
- (6) 授賞候補者の資格は、ISAP 2016 において論文を発表した著者とする。
- (7) 選定の資格者は、ISAP 2016 Best Paper Award 選奨委員会構成員とする。
- (8) ISAP 2016 Best Paper Award は、賞状、賞金とする。  
賞金は、1 件につき 50,000 円とする。
- (9) 授賞候補者を ISAP 2016 実行委員会に報告し、承認を得る。

付則

本規程の改訂は、ISAP 2016 実行委員会の承認を得るものとする。

本規程は、ISAP 2016 実行委員会のウェブで公開する。

ISAP 2016 実行委員会における ISAP 2016 Student Paper Award の選奨規程

ISAP 2016 実行委員会

平成 27 年 10 月 13 日制定

ISAP 2016 実行委員会における「ISAP 2016 Student Paper Award」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会定款第 6 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は「ISAP 2016 Student Paper Award」と称する。
- (3) ISAP 2016 Student Paper Award を選定するため、ISAP 2016 Student Paper Award 選奨委員会を設置する。
- (4) 委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名とする。
- (5) ISAP 2016 Student Paper Award の授賞候補者は、ISAP 2016 に論文を投稿した時点で学生であり、ISAP 2016 において発表を行った講演者で 10 件程度とする。
- (6) 授賞候補者の資格は、ISAP 2016 に論文を投稿した時点で学生であり、ISAP 2016 において発表を行った講演者とする。
- (7) 選定の資格者は、ISAP 2016 Student Paper Award 選奨委員会構成員とする
- (8) ISAP 2016 Student Paper Award は、賞状および賞金とする。賞金は授賞 1 件につき 20,000 円とする。
- (9) 授賞候補者を ISAP 2016 実行委員会に報告し、承認を得る。

付則

本規程の改訂は、ISAP 2016 実行委員会の承認を得るものとする。

本規程は、ISAP 2016 実行委員会のウェブで公開する。